

## 第15条（行政評価）

旧	新
<p>（行政評価） 第15条 市長は、総合計画に基づく政策等に関し、<u>客観的な行政評価を行い、</u> _____その結果を_____ 公表しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>行政評価の結果に基づき、</u> _____総合計画の進行管理及び 予算の編成に反映させなければならない。</p> <p>[ 解説 ] この条は、行政評価について定めています。</p> <p>・決算によるチェックが、主に財政面から効率的な市政の運営が行われているかどうか重点が置かれるのに対し、<u>政策_____の必要性や政策_の</u>コストが妥当かなど政策自体をチェックするのが行政評価の制度です。 この行政評価を実施することによって、総合計画に基づく政策等について、原点に戻って本当にその政策が必要かどうか、他の選択肢がないかどうかなどを再チェックしようとするものです。<u>また、その結果を市民に公表しなければなりません。</u></p>	<p>（行政評価） 第15条 市長は、総合計画に基づく政策等に関し、<u>客観的に、かつ、当該政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、</u> <u>できる限り定量的に行政評価を行い、その結果を速やかに</u> 公表しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により行政評価を行ったときは、その結果に基づき、当該政策等並びに総合計画の進行管理及び</u> <u>予算の編成に適切に反映させなければならない。</u></p> <p>[ 解説 ] この条は、行政評価について定めています。</p> <p>・決算によるチェックが、主に財政面から効率的な市政の運営が行われているかどうか重点が置かれるのに対し、<u>政策、施策及び事務事業の必要性やそれらの</u>コストが妥当かなどそれら自体をチェックするのが行政評価の制度です。 この行政評価を実施することによって、総合計画に基づく政策等について、原点に戻って本当にその政策等が必要かどうか、他の選択肢がないかどうかなどを再チェックしようとするものです。_____</p> <p>・行政評価を行うに当たっては、<u>政策等の特性に応じて、どのような情報が必要なのか、どの程度の時間やコストをかけるべきかなどについて事前に検討するとともに、最も合理的な手法を選択することとし、また、市民にとって具</u></p>

・また、行政評価を実施した結果に基づき、政策等の見直しを行ったりするとともに、総合計画の進行管理や予算編成に反映させなければならないというものです。

体的でわかりやすい結果を導き出すことが求められるため、できる限り定量的な手法を用いることを定めています。

また、その結果を市民に公表することを定めています。

・また、行政評価を実施した結果に基づき、政策等の見直しを行ったりするとともに、総合計画の進行管理や予算編成に反映させなければならないというものです。